

徳島県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、七九六人
小松島・勝浦	一二、三二二人
阿波	一〇、一七七人
名西	八、五二六人
那賀	二、二五一人
海部	五、四八三人
板野	二七、二三九人